**平成２２年（フ）第６５号**
富山県小矢部市矢水町307番地１　矢水町第１住宅２号棟205号室、前住所富山県小矢部市矢水町306番地９　ルピナス小矢部101号室
債務者　中山　和美
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
富山地方裁判所高岡支部

**平成２２年（フ）第１０１号**
石川県白山市法仏町759番地、従前の住所石川県白山市東新町27番地
債務者　北野紫津子
１　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
金沢地方裁判所

**平成２２年（フ）第１２２号**
金沢市野町２丁目１番２号、従前の住所東京都中野区沼袋４丁目11番１号
債務者　池田　正義
１　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
金沢地方裁判所

**平成２２年（フ）第１２３号**
石川県白山市坂尻町へ100番地１、従前の住所石川県石川郡野々市町矢作４丁目23番地
債務者　加藤　　誠（旧姓今村）
１　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
金沢地方裁判所

**平成２２年（フ）第１３２号**
金沢市藤江南３丁目１番地３、従前の住所金沢市十一屋町16番24号
債務者　山﨑眞由美（旧姓上代）
１　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
金沢地方裁判所

**平成２２年（フ）第４８号**
山梨県甲府市大里町432－１　フィールドストーン206号室、住民票上の住所山梨県甲府市蓬沢町1028番地２
債務者　原　　清美
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第７６号**
山梨県北杜市高根町清里3545番地3599　朝日ヶ丘住宅14号
債務者　野村　真弥（旧姓長谷川）
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第７９号**
山梨県笛吹市八代町永井1160番地８
債務者　加賀美妙子
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第９５号**
山梨県笛吹市八代町北1650番地２
債務者　末木　利哉
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第９６号**
山梨県笛吹市八代町北1650番地２
債務者　末木　貴枝
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第１１４号**
山梨県甲府市上石田２丁目４番７号
債務者　山腰惠美子
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第１１５号**
山梨県笛吹市御坂町成田900番地４　シャーメゾンおぎのＣ棟102
債務者　島田　典子
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第１１６号**
山梨県南アルプス市飯野3758番地４　白根倉庫町団地Ｃ－３
債務者　飯塚　俊久
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第１１７号**
山梨県南アルプス市浅原410番地５
債務者　水上　真一
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第１２５号**
山梨県甲斐市竜王1478番地　セジュールＫＢ205
債務者　小池　昌成
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第１２９号**
山梨県笛吹市御坂町下黒駒40番地
債務者　堀内　幸次
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係